

平成 31 年

郡山市教育委員会

3 月定例会議事録

平成 31 年 郡山市教育委員会 3 月定例会議事録

日 時	平成 31 年 3 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) 生涯学習課長 中央公民館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 総務課長補佐 学校管理課長補佐 こども未来課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長	野 崎 弘 志 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 橋 本 裕 樹 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 高 山 良 勝 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 井 上 高 志 古 川 誠
	書 記	青 木 千 絵

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 8 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）

議案第 9 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）

議案第 10 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 11 号 郡山市部活動指導員設置に関する規則の制定について

議案第 12 号 郡山市教育研修センター条例施行規則の制定について

議案第 13 号 郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について

議案第 14 号 郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

議案第 15 号 郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

議案第 16 号 郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

報告第 1 号 専決処分事項の報告について（人事）

報告第 2 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）

報告第 3 号 専決処分事項の報告について（訓令廃止）

5 そ の 他

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成31年 3 月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、平成31年 2 月定例会の議事録の承認についてですが、何かご
意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
平成31年 2 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から報告いたします。

今回は、平成 31 年郡山市議会 3 月定例会代表質問・一般質問のうち、教育委員会関係の質問の概要について報告をさせていただきたいと思えます。今回は代表質問・一般質問を合わせ、61 件の質問がございました。質問や答弁の詳細については資料 2 ページ以降に載せておりますが、その中でも、教員の働き方改革についてが 8 件、プログラミング教育についてが 5 件、就学援助制度についてが 5 件、不登校対策についてが 4 件、二瀬地域の学校統合についてが 4 件と多くの質問があり、全体の 43 パーセントが、今申し上げた内容の質問でございました。

以上でございます。

それでは、次に「4 議事」に入ります。本定例会には議事として、議案第 8 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて (人事)」から報告第 3 号「専決処分の報告について (訓令廃止)」までの 12 件が提出されております。特に非公開とすべき案件はございませんので、審議に入ります。

それでは、議案第 8 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて (人事)」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長

それでは、議案第 8 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて (人事)」ご説明します。

平成 31 年 4 月 1 日付けで行われました、郡山市教育委員会の事務局の職員の課長相当職以上の人事異動につきまして、臨時代理による処理を行いましたので、その承認を求めるものでございます。人事異動の内容につきましては、部長相当職が 2 名、部次長相当職が 3 名、課長相当職が 5 名で計 10 名の異動となっております。

以上でございます。

教 育 長

委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長

それでは、これより採決いたします。

議案第 8 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて (人事)」

は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第9号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第9号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」ご説明します。郡山市内の各学校長等の人事について、臨時代理による処理を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

まず校長異動の状況についてご説明します。小学校における転出等については退職者が11名、市外への転出者が6名、中学校への異動者が1名、本市教育委員会への割愛転出者が1名の合計19名でございます。転入については、他市町村から市内への転入者が13名、行政機関からの転入者が2名、再任用校長が1名、教頭からの昇任者が3名の合計19名でございます。次に中学校における転出等については、退職者が4名、義務教育学校への転出・異動者が1名の合計5名でございます。転入等については、行政機関からの転入者が2名、小学校からの転入者が1名、再任用校長が1名の合計4名であります。義務教育学校については、中学校から義務教育学校への異動者が1名でございます。

次に、新たな職として配置されます、副校長の異動人事についてご説明します。市内教頭から昇任で、義務教育学校に移行する湖南小中学校に1名の転入となります。

続いて、教頭の異動状況についてご説明します。小学校における転出等については、退職者が3名、市外への異動者が1名、行政への割愛転入者が1名、校長または副校長への昇任が10名で合計15名となっております。転入については、他市町村からの転入者が6名、行政からの転入者が1名、中学校からの転入者が1名、教諭からの昇任者が6名で合計14名となっております。15名分の異動枠に対して実際の異動者数が14名しかありませんが、1名については湖南小学校の教頭枠が1つ減ったことに伴い、ここへ新たに副校長を配置することによるものです。続いて、中学校における転出等については、退職者が1名、小学校への異動者が1名、校長または副校長への昇任者が4名、義務教育学校への転出者が1名で合計7名の異動

となります。転入等については、他市町村からの転入者が3名、義務教育学校からの転入者が1名、市外行政からの昇任者が1名、本市教育委員会からの昇任者が1名で合計6名の異動となります。義務教育学校においては行政機関からの割愛転入者が1名、中学校からの転入者が1名となっております。

校長昇任についてですが、小学校で9名、中学校で4名、本市教育委員会から5名で合計18名が昇任となります。副校長については、小学校教頭から1名が昇任となります。教頭昇任については、小学校で8名、中学校で6名、本市教育委員会から1名で合計15名となっております。

なお、資料6ページからは、校長、副校長、教頭の異動状況を掲載しております。また、12ページからは市内の教職員の管理職の昇任状況について、全て掲載しております。さらに、14ページから市内全学校の校長、副校長、教頭の配置状況を載せさせていただきました。

最後に、17ページには本市教育委員会の割愛職員の人事について記載しております。以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 再任用校長とはこういった役職ですか。

学校管理課長 来年度から県教育委員会で新しく設置する役職でございます。校長を退職する方の中から、事前に再任用校長の職を希望する方について面接を行い、採用となった後に、各学校で再び校長として配置するという制度でございます。教諭については、この制度は以前からございましたが、校長として採用するのは初めてとなります。

阿 部 委 員 県内で校長が不足しているということではないのですか。

学校管理課長 再任用校長の制度としては、校長が不足していることによるものではなく、他校の校長を指導する立場となる、ベテランの校長を再任用校長として配置し、他の若い校長を指導したり研修会で講師を務めて育てたりすることを目的としているものでございます。

学校教育部長 制度が導入された背景には、確かに校長の大量退職という問題もございますが、やはり校長の質を維持するためにはベテランの校長が、ある程度継続して務めていただいた方がいいという背景もあるかと思われま。

- 阿 部 委 員 再任用校長の待遇はどのようになっているのですか。
- 学校管理課長 勤務形態については、現在の校長職と変わりありませんが、給与については7割程度の支給になります。
- 阿 部 委 員 先ほど伺ったような職責を担っている役職なのであれば、待遇もより手厚くする必要があるのではないかと感じます。
- 田 中 委 員 副校長が何人かいらっしゃるようですが、これは大規模校や義務教育学校に限って配置されるのでしょうか。
- 学校管理課長 副校長につきましては、もともと教頭が二名配置されていた大規模校や、義務教育学校に配置することになっております。校長の権限を副校長が一部担うという形で、事務のスピード化を図るため、副校長を配置するということになっております。
- 田 中 委 員 教頭とはどういった点が違うのでしょうか。
- 学校教育部長 副校長には、教頭にはない一定の決裁権が与えられております。
- 教 育 長 再任用校長については今年度から、副校長については昨年度からスタートしている制度となりますが、いずれの制度に関しても、こういった役職の配置については、各学校にヒアリング等を実施し、制度設計の検証も行いながら進めていくということで、県の教育委員会からもお話を伺っております。
- ほかにご質問等はございませんか。
- (なし)
- 教 育 長 それでは、これより採決いたします。
- 議案第9号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 それでは、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」ご説明します。

平成31年度当初予算に計上しておりました、小中学校校舎及び屋内運動場のトイレ改修工事が、国の平成30年度補正予算第2号の補助事業として採択されたことに伴いまして、平成30年度に前倒しして増額補正するものでございます。予算額としましては、平成30年度補正予算で333,628千円を増額し、平成31年度補正予算で、当初予算分として計上しておりました233,876千円を減額するものでございます。

内容につきましては、資料の平成30年度3月補正(追加)歳入・歳出予算説明書の23ページに記載しております。また併せまして、平成31年度補正歳入・歳出予算説明書の29ページに減額した内容を記載しております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「郡山市部活動指導員設置に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第11号「郡山市部活動指導員設置に関する規則の制定について」ご説明します。

これまで教育委員会11月定例会及び1月定例会で説明させていただいておりますが、部活動の指導技術や、大会引率を行うことを服務とする部活動指導員の設置にあたり、規則を制定するものでございます。

制定理由及び内容につきましては、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、本市生徒の健全な心と健康な身体を培い、バランスのとれた部活動を運営するために設置するものであります。実際の規則の内容につきましては、資料の31ページ、32ページをご覧ください。これまで、定例会において委員の皆様からいただいたご意見を反映した規則案を作成しております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第11号「郡山市部活動指導員設置に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「郡山市教育研修センター条例施行規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

教育研修センター所長 それでは、議案第12号「郡山市教育研修センター条例施行規則の制定について」ご説明します。郡山市議会3月定例会において、「郡山市教育研修センター条例」が可決されたことに伴い、施行について必要な事項を定めるため、施行規則を制定するものでございます。内容につきましては、教育研修センターを有償で貸館する際の使用許可に関する事、使用料の納入、使用料免除に関する事、及びその他遵守すべき事項等について詳細に規定するものでございます。なお、4月から8月までの間は準備期間とし、実際には9月1日から旧三町目小学校に移転をすることになりますので、施行期日は平成31年9月1日となります。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第 12 号「郡山市教育研修センター条例施行規則の制定について」は、
原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり
決しました。

次に、議案第13号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正につ
いて」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、議案第13号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正につ
いて」ご説明します。

改正理由につきましては、郡山市少年湖畔の村の指定管理者制度の導入
に伴い、所要の改正を行うものであります。改正要旨につきましては、申
請書等の様式を変更するものとなっております。施行期日は平成31年4月
1日としております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第 13 号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について」は、
原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり
決しました。

次に、議案第14号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 それでは、議案第14号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」ご説明します。

これまで指定校の変更等について、特殊地域及び準特殊地域の通学区域に関しては公表しておりましたが、改めて規則の中に「公表」という部分を明確に位置付けたものになります。さらに、昨年度から開始した「特認校制度」や、富田東小学校、行健第二小学校に導入しました「隣接区域学校選択制度」についての規程を追加する等、所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 今までも教育委員会において認めてきたような、大規模校の学区の生徒が他校に通学ができるといったような制度が、規則に盛り込まれるようになるということで、実際の運用の内容には変更はないということでもよろしいでしょうか。

学校教育推進課長 改めて規則中に定めることになりましたが、実際の手続きや実施方法等に変更点はございません。

教 育 長 ほかにご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第14号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第15号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

教育総務部次長

それでは、議案第15号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」ご説明します。

まず改正の趣旨についてですが、少年湖畔の村が指定管理施設になること、教育研修センター条例の制定、部活動設置規則の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正理由及び内容につきましては、4点ございます。まず1点目については、郡山市議会12月定例会において、青少年会館等の指定管理施設への指定が可決され、4月から少年湖畔の村が指定管理施設になることに伴い、教育機関から少年湖畔の村を削るものでございます。内容につきましては、規則中第10章に少年湖畔の村の記載がございますが、これを全部削除するものでございます。また、別表第9にも少年湖畔の村の記載がありますので、こちらを削除するという内容でございます。

2点目につきましては、郡山市議会3月定例会において教育研修センター条例が可決されたことにより、教育研修センターが9月から教育機関となるため、教育研修センターを別表を含め事務局の組織から削り、教育機関として加えるものであります。内容につきましては、規則中第2条に下線を引いております、「及びセンター」という部分の文言を削除し、学校教育部の組織中から教育研修センターの表記を削除するものでございます。また、第4条にあります教育研修センターの事務分掌も削除いたします。加えて、第5章として、新たに教育研修センターに関する条文を追加いたします。

3点目につきましては、部活動指導員設置規則の制定に併せ、学校管理課の所管事務に、部活動指導員に関する事務を加えるものでございます。内容につきましては、第4条第26号に「部活動指導員に関すること」の事務分掌を加えるものでございます。

4点目につきましては、効率的な業務運営のため事務分掌を整理するものでございます。内容についてですが、学校施設の使用に関する事務を、現在の実態に合わせ、学校教育推進課から学校管理課に移管するものでございます。規則本文におきましては、第4条にあります学校教育推進課の第4号「学校施設の使用に関すること」を削り、学校管理課の第15号に追加するものでございます。

施行日につきましては平成31年4月1日でございますが、教育研修センターに係る改正につきましては平成31年9月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第 15 号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第16号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 それでは、議案第16号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」ご説明します。

改正の要旨につきましては、先ほどご説明申しあげた、郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正理由及び内容でございますが、郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正を受け、郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第3条中にあります、「及びセンター」という部分の文言を削除するものでございます。施行期日につきましては、平成31年9月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第 16 号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 それでは、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」ご説明します。

教育委員会の事務局人事異動の、課長補佐相当職以下の人事について、専決処分をしましたので、その報告をするものでございます。異動状況の概要につきましては、委員の皆様にご内示書でお知らせした内容と同じとなっております。異動者の総数につきましては、69名の異動となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」は、原案のとおり決することに、ご意義ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第2号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 それでは、報告第2号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」ご説明します。

改正の要旨といたしましては、少年湖畔の村が指定管理施設になること

に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正理由及び内容につきましては、少年湖畔の村が4月から指定管理施設となることに伴い、別表から少年湖畔の村にかかる表記を削除するものでございます。施行期日につきましては平成31年4月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

報告第2号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令廃止）」、事務局の説明を求めます。

総合教育支援センター所長

それでは、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令廃止）」ご説明します。内容につきましては、スクールカウンセラーの定着によって学校における組織的な教育相談体制が図られたことにより、郡山市学校カウンセラー設置規程を廃止するものであります。

学校カウンセラー会は、昭和54年から教育委員会の各種委員会として当初10名の小・中学校教職員によって組織され、各学校において教育相談の推進役としての役割を担ってまいりました。東日本大震災発生後には被災児童生徒の心のケアに資するため、特に新採用職員の相談支援を行うとともに、平成29年度にはスクールカウンセラーの更なる有効活用のため、スクールカウンセラー活用マニュアルを作成したところであります。平成21年度にスクールカウンセラーが全小・中学校に配置になったこともあり、学校カウンセラーに代わって、チーム支援を担う体制が構築されてきたと認識をしております。これらにより、学校カウンセラーは初期の目的を十分達成したと判断し、今回の廃止に至ったものであります。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 以前は学校カウンセラー会に所属されていた教員の資格をお持ちの方が活動されていたところ、今はスクールカウンセラーの配置が整い、学校カウンセラー会に所属している先生が実際にカウンセリングに携わる場面がほとんど無くなったので、廃止しても問題ないという趣旨でしょうか。

総合教育支援センター所長 ご指摘のとおりでございます。学校カウンセラー会は当初10名で発足し、2年前から5名で実施をしておりましたが、近年は実際のカウンセリングの業務等を行わず、先ほど申し上げた、マニュアル作成を担当しておりました。各学校には相談担当の教諭もおりますので、各先生方がそれぞれの学校でカウンセリング業務にあたっていただくということで、カウンセラーが各学校で中心となって相談業務を行うという体制ができましたので、今回廃止に至ったものでございます。

阿 部 委 員 スクールカウンセラーの方々同士の横の連携はどうなっているのでしょうか。

総合教育支援センター所長 スクールカウンセラーの研修会を年に6回計画しており、それぞれの学校のカウンセラーが一同に会して研修を深める機会を総合教育支援センターで設けております。また、カウンセラー同士の自主研修として、月1回程度カウンセラーの方が集まり、お互いの資質向上に向けた研修等を行っております。公認心理士の資格もできましたので、その受験に向けて努力をしていただいている方もいらっしゃいます。

教 育 長 ほかにご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令廃止）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については、原案のとおり
決しました。

次に「5 その他」に入りますが、今定例会には提出案件がありませんの
で、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所 属 名	件 名
1	総務課	「第3期 郡山市教育振興基本計画」について
2	生涯学習課	平成30年度就学前子育て講座実施結果について
3	中央公民館	「ユースカレッジ木曜クラブ」について
		市民大学「戊辰戦争と郡山」について
		市民学校「女性のチャレンジ応援講座」について
		「のびのび子育て広場」について
		「はやまっ子」について
		「ナイトカレッジ」について
4	中央図書館	平成30年度初心者向けよみきかせボランティア養成講座実施 報告について
5	美術館	企画展「ブリューゲル展 画家一族150年の系譜」について
		ミュージアム・コンサートについて
6	学校教育推進課	平成31年度郡山市（篤志）奨学資金奨学生の決定について
		平成30年度郡山市立中学校就学審査会の結果について（平成 31年度入学生対象）
		就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給について （平成31年度入学分）
		平成30年度寺子屋郡山活動報告について
		市内4大学との連携事業について
		平成30年度通学路合同点検実施箇所等について

7	教育研修センター	2月教職員研修講座等の実施状況について
8	総合教育支援センター	幼・保・小連携推進事業 第3回幼保小相互参観について
9	こども未来課	「郡山市と福島県ユニセフ協会との包括的な連携・協力に関する協定」の締結について ----- 平成30年度郡山市「少年の主張」コンクール実施結果について

教 育 長 以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。
 その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 無いようですので、郡山市教育委員会平成31年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時46分